

行政経営会議 事案書

開催日：令和 7 年 1 月 2 7 日（月）

担当課：健康福祉部 障がい福祉課

件 名：第 4 期やまと自殺総合対策計画の策定について

提出理由：第 4 期やまと自殺総合対策計画を策定するにあたり、素案の内容について了承を得るため

内 容：

1. やまと自殺総合対策計画とは

- ・自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定される「市町村自殺対策計画」に位置づけられる計画である。
- ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」ことを基本認識とし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺につながる要因を減らし、地域で生きるための包括的な支援を推進することを目的とする。

2. 計画策定の背景

- ・平成 18 年、自殺防止と遺族等への支援の充実を図るため、自殺対策基本法が制定され、翌年、国が推進すべき自殺対策の総合的な指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定された。
- ・本市においては、県の都市部自殺対策推進モデル事業の指定を受け、平成 20 年に第 1 期やまと自殺総合対策計画を、平成 25 年には第 2 期計画を策定した。
- ・平成 28 年に法が改正され、市町村自殺対策計画の策定が義務化されたことをうけ、法定計画として、平成 31 年に第 3 期計画の策定を行った。
- ・第 3 期計画の期間が令和 6 年度に終了することに伴い、新たに計画を策定する必要がある。

3. 計画策定の基本的な考え方

- ・第 3 期計画の内容を引き継ぎつつ、第 10 次大和市総合計画、第 6 期大和市地域福祉計画、第 7 期大和市障がい者福祉計画等、関連する他の計画との整合を図るとともに、大綱や「かながわ自殺対策計画」を踏まえた内容とする。

4. 計画の概要

(1) 計画期間

令和 7 年度～令和 11 年度

(2) 基本理念

みんながつながりを感じる

いのちに寄り添い いのちを育む やまと

(3) 基本方針

- ・孤立させないつながりを生み出す地域をつくる
- ・「生きることの促進要因」を増やし、生きる力を引き出す
- ・生きることの包括的な支援を推進する
- ・関連施策との有機的な連携を強化し、社会全体の自殺リスクを低下させる
- ・自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

(4) 計画の施策体系

- ・国が全国的に取り組むよう示している 5 つの「基本施策」を、第 3 期計画と同様に定める。
 - ①地域におけるネットワークの強化
 - ②自殺対策を支える人材の育成
 - ③市民への啓発と周知
 - ④生きることの促進要因への支援
 - ⑤児童生徒の S O S の出し方に関する教育

(5) 数値目標

- ・自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）について、計画策定時の直近 5 年間の平均値から 15%以上減少させることを目標とする。

(6) 進行管理

- ・自殺対策庁内連絡会において、各施策の進捗状況や目標の達成状況について確認を行うとともに、PDCA サイクルを活用し、抽出された課題の解決を図りながら、必要に応じて事業等の見直しを行う。

経 過

H20.7 第 1 期やまと自殺総合対策計画策定
R5.1～R5.2 市民意識調査の実施
R5.4～R5.10 庁内検討部会での協議(4 回)
R6.2 自殺対策庁内連絡会での協議

今後の予定

R7.2～ 意見公募手続
R7.3 計画策定